

消費者事故等（生命・身体分野）の公表までのフロー図

- ・消費者庁は、消費者安全法（以下「法」という。）の規定に基づき通知を受けた消費者事故等について、「生命身体事故等に係る消費者事故情報等の公表に関する基本要領」（平成21年12月制定、同25年10月最終改訂）（以下「基本要領」という。）に規定されたプロセスに基づき、定期的に公表しています。なお、詳細は基本要領をご参照願います。
- ・消費者庁は、かかるプロセスに基づく確認を経て、法第13条の規定に基づく「消費者事故等に関する情報の集約及び分析等」を実施します。
- ・また、消費者庁は、必要に応じて、消費者事故等の未然防止・再発防止を図るため、消費者への注意喚起等を行います。

フロー図

消費者事故等の通知（法第12条第1・2項）

（通知義務者：各省庁、都道府県・市町村、国民生活センター）

重大事故等

（法第12条第1項）

重大事故等以外

（法第12条第2項）

公表内容確認

（基本要領に規定されたプロセス）

消費者事故等の定期的な公表（法第4条第3項における責務）

（消費者庁ウェブサイト ※原則として毎週木曜日に定期的な公表を行う）

消費者安全法第38条第1項の規定に基づく公表

（消費者庁ウェブサイト ※必要と認められる場合公表を行う）

社会的影響等を勘案した公表

（消費者庁ウェブサイト ※必要と認められる場合公表を行う）

留意事項

- ・重大事故等はみなし通知（PIO-NET入力）が認められていない。
- ・他の法律等により、別の省庁等に事故情報が集約される仕組みがある場合は通知不要である。
- ・重大事故等のみ、通知義務者（通知元）への公表内容確認を行う。
（注）必要に応じて、消費者事故等の該当性確認の観点から、追加資料の御提出を電話等で依頼する場合がありますので、ご協力をお願いします。
- ・原則として、月曜日に消費者庁から通知元に内容確認依頼を行う。
（注）基本要領上は、消費者庁から通知元に対して、消費者（被害者等）に対する内容確認を求めています。必要に応じて適切な対応をお願いします。
- ・月曜日から日曜日までに通知され受理した情報が公表対象である。
- ・原則として、翌木曜日に消費者庁が公表を行う。

- ・事業者に特別の損失を生じさせるおそれがある場合等には、消費者庁は、原則として、公表前に意見陳述の機会等を付与する。

- ・緊急に対応措置を講ずべき場合に迅速な公表を行う。

【留意事項】 公表は基本要領のほか、次の法的論点の整理に基づく考えにより実施します。URL：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/other_001/

- ・消費者事故情報公表の法的論点の整理（平成21年9月28日）、
- ・消費者事故情報公表の法的論点の整理（役務分野に係る生命・身体被害事案に関する事故情報の特性を踏まえた留意点について）（平成22年4月30日）

参考（消費者事故等の公表事例）

○重大事故等の公表事例

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生都道府県	備考
210202-002	令和○年○月○日	令和△年△月△日	保育サービス	重傷1名(2歳)	保育施設において、職員が運んでいた熱い○○が幼児の身体にかかり、顔等に○○度の熱傷を負う重傷。	○○県	
			・未就学児は年齢を記載する。				
210303-003	令和△年△月△日	令和○年○月○日	介護サービス	重傷1名(90歳代)	介護施設において、○○介助の際、利用者の車椅子の安全ベルトを外した状態のまま、職員が目を離したところ、当該利用者が○○と○○の隙間に挟まり、○○の重傷。	△△県	
			・60歳以上は年代を記載する。				
210404-004	令和□年□月□日	令和▲年▲月▲日	医療サービス(○○○)	重傷1名(60歳代)	接骨院において、○○○○の施術を受けた際に、背中に激痛を感じ、直ぐに病院を受診したところ、○○の重傷。	□□県	
			・診断名が分かる場合は記載する。				
210505-005	令和●年●月●日	令和□年□月□日	玩具(○○)	重傷1名(2歳)	幼児が破損した玩具内の○○を複数個誤飲し、腹部で当該○○が停滞したため、○○手術により摘出。○○の重傷。	●●県	
			・原則として、消費生活用製品の重大製品事故に係る公表の分類に基づき記載する。				
210606-006	令和▲年▲月▲日	令和●年●月●日	折りたたみ自転車(○○-▽▽:△△株式会社(製造事業者))	重傷1名	当該折りたたみ自転車で走行中、○○が破断し、転倒、顔を負傷した。現在、原因を調査中。	▲▲県	令和●年●月●日に消費生活用製品の重大製品事故として公表済

・消費生活用製品の重大製品事故に係る公表を行った事例と同一事例の場合、①ガス機器・石油機器に関する事故、②ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故に該当すれば、型式等・業者名を記載する。

○重大事故等を除く消費者事故等の公表事例

管理番号	製品名等	事故内容	発生都道府県
令和○年○月○日	保育サービス	保育施設の○○において、片付け忘れた△△で遊んでいた乳児が転倒し、額を負傷。	○○県